国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の割引制度をご存知ですか?

∼保険料の納付は、□座振替や前納がお得です~

自営業・学生など第1号被保険者が納める平成27年度の保険料は月額1万5.590円です。送付された納付 書にもとづき、毎月納めることもできますが、口座振替や、まとめて納める前納にすると、保険料が割引されます。

口座振替

納め忘れがなく、手続きも簡単な口座振替は、保険料の割引制度も利用できますので、お勧めです。毎月保険料 を納めるなら、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。 前納すれば、 さらに割引があります。

前

6カ月分や1年分をまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。納付書による現金納付もできますが、 口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。

また、口座振替には2年度分の保険料を前納する2年前納の制度もあり、さらに割引率が高くなっています。

◆前納した場合の保険料額の比較表(平成27年度金額)

納付方法	前納する期間	前納する保険料額	毎月現金納付の保険料額	前納と毎月現金納付を 比べた割引額
現金	1 年	18万3,760円	18万7,080円	3,320 円割引
口座振替	6 か月	9万2,480円	9万3,540円	1,060 円割引
口座振替	1 年	18万3,160円	18万7,080円	3,920 円割引
口座振替	2年	36万6,840円	38 万 2,200 円	1 万 5,360 円割引

お申し込みは簡単!

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、金融機関又は役場住民 課の窓口へ提出してください。なお、郵送の場合は、帯広年金事務所へ提出してください。 ※「口座振替申出書」は、金融機関、役場住民課、帯広年金事務所の窓口にございます。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。

4月 10月 3月 4月~9月分は2月末まで──▶
10月~翌年3月分は8月末まで ─ 6ヵ月前納 1年前納 4月~翌年3月分は2月末まで= 2年前納 4月~翌々年3月分は2月末まで

- ●平成28年4月からの2年・1年・6か月前納の申し込みは、2月末までに金融機関又は帯広年金 事務所に提出してください。
- ●郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願い します。

問合せ先

日本年金機構帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)☎0155(25)8113 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

平成 27 年度豊頃町民芸術鑑賞会



能登谷安紀 器楽科



シャコンヌ ヴィターリ作曲 4つのロマンティックな小品 ドヴォルザーク作曲 そよ風 能登谷安紀子作曲 ほか

友清祐子 (ピアノ)

チケット取扱所

豊頃町える夢館内

★豊頃町図書館 豊頃町役場 大津支所 お問い合わせ

★豊頃町教育委員会 ★豊頃町教育委員会事務局 教育課 社会教育係 **2** 015-579-5801

主催/豊頃町教育委員会

下半期分の申請を忘れずに!

豊頃町える夢館はるにれホール

※無料の方も入場整理券が必要です

前売 500 円 当日 700 円

中学生以下・65 歳以上無料

平成27年度町外通勤者助成金交付事

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額5千円の豊頃町商品券を支給する制度です。

゙☆ 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 雇用証明書 (任意)
- ③ 町税等納入状況調査承諾書
- ④ 町外通勤者勤務状況証明書
- ※ ①、③、④は、役場企画課備え付けの様式を使用して ください。
- ※ ④は、通勤実績で証明してください。(「通勤見込 み (では不可)
- ※ 平成27年度上半期申請者の方で、勤務先に変更がない 場合は、②の提出は必要ありません。

☆ 助成対象者)

- ① 本町に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和59年4月2日~平成9年4月1日牛れの方
- ③ 月10日以上の町外通勤日数が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を 滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと

☆ 申請期間)

下半期分:平成28年3月15日

~平成28年3月末日まで

〔☆ 助成基準日

助成を受けようとする方は3月15日(下半期)に対 象要件を満たしていること。

☆ 助成金額)

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。ただし、 勤務実績に応じて支給月数が変わります。

☆ 交付時期)

上半期分、下半期分の助成金は、申請月の翌月末日 までに交付します。

- ・10月(上半期分)
- ・ 4月 (下半期分)

☆ 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、役場企画課町づくり推進係 (担当、吉田または滝沢) へ直接または電話で請求し

なお、町ホームページから申請書類をダウンロード することもできます。

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

ダウンロード先 http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/